

新	旧
第 1 部 重要事項説明書 3 業務の流れ ①～②(略) ③介護予防サービス・支援計画<u>等の</u>原案の作成 アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要かを検討し、介護予防サービス・支援計画<u>等の</u>原案を作成します。介護予防サービス事業者等を選定していただきます。 ④サービス担当者会議の開催 関係する介護予防サービス等担当者を集め、介護予防サービス・支援計画<u>等の</u>原案について検討します。お客様の希望や心身の状況等を考慮し、介護予防サービス等の目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。ただし、ケアマネジメント<u>B 及び</u>C の場合には、サービス担当者会議は行なわない場合があります。	第 1 部 重要事項説明書 3 業務の流れ ①～⑥(略) ③介護予防サービス・支援計画原案の作成 アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要かを検討し、介護予防サービス・支援計画原案を作成します。介護予防サービス事業者等を選定していただきます。 ④サービス担当者会議の開催 関係する介護予防サービス等担当者を集め、介護予防サービス・支援計画原案について検討します。お客様の希望や心身の状況等を考慮し、介護予防サービス等の目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。ただし、ケアマネジメントC の場合には、サービス担当者会議は行なわない場合があります。

⑤介護予防サービス・支援計画書等の交付

検討された介護予防サービス・支援計画等の内容についてご確認、ご了承いただきます。その上で、介護予防サービス・支援計画書等をお渡しします。

⑥介護予防サービスの提供

介護予防サービス・支援計画等に位置づけられたサービスが各々の介護予防サービス等事業者等より提供されます。（別途各介護予防サービス等事業者等との契約が必要です。）

⑦状況の把握（モニタリング等）

（介護予防支援の場合）

介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、定期的に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。なお、サービス利用開始後は、毎月電話などで、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、3ヶ月に1度はご自宅を訪問させていただきます。（ただし、了解をいただいたうえで2期間に1回はテレビ電話等を活用して行うこ

⑤介護予防サービス・支援計画書の交付

検討された介護予防サービス・支援計画の内容についてご確認、ご了承いただきます。その上で、介護予防サービス・支援計画書をお渡しします。

⑥介護予防サービスの提供

介護予防サービス・支援計画に位置づけられたサービスが各々の介護予防サービス等事業者等より提供されます。（別途各介護予防サービス等事業者等との契約が必要です。）

⑦状況の把握（モニタリング）

（介護予防支援の場合）

介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、定期的に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。なお、サービス利用開始後は、毎月電話などで、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、3ヶ月に1度はご自宅を訪問させていただきます。（ただし、了解をいただいたうえで2期間に1回はテレビ電話等を活用して行うこ

とがあります。) (モニタリング)

サービス評価期間終了月及び必要時に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。 (評価)

(第1号介護予防支援の場合)

介護予防サービス・支援計画等の実施状況の把握につとめ、定期的に評価等を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画等の変更を実施します。なお、サービス利用開始後は、第1号介護予防支援の類型に基づき、次のとおり対応します。

ケアマネジメントA…毎月電話などで、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、3ヶ月に1度はご自宅の訪問などで面接をさせていただきます(モニタリング)。 サービス評価期間終了月及び必要時には評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します(評価)。

ケアマネジメントB…毎月利用いただいているサービ

とがあります。)

サービス評価期間終了月及び必要時に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。

(第1号介護予防支援の場合)

介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、定期的に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。なお、サービス利用開始後は、ケアマネジメントA及びケアマネジメントBの場合は、毎月電話などで、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめます。 ケアマネジメントAの場合は、3ヶ月に1度はご自宅の訪問などで面接をさせていただきます。ケアマネジメントBの場合は、6ヶ月に1度はご自宅の訪問などで面接をさせていただきます。

サービス評価期間終了月及び必要時に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施

スの事業所からの報告等を受けて状況の把握につとめ、6ヶ月に1度は訪問・電話等により状況を確認させていただきます(状況確認)。サービス評価期間終了月には利用を振り返り、経過記録等に記録を行ってまいります(振り返り)。

ケアマネジメントC…評価及びモニタリング等はい行いません。

⑧(略)

⑨費用の請求

介護予防サービス・支援計画等の作成にかかる費用の請求事務などを行います。

(中略)

4 利用料金

介護予防サービス・支援計画等の作成業務については介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。その他の所定の書類提出についての注意事項は下記のとおりです。

します。ただし、ケアマネジメントCの場合は、評価及びモニタリングは行いません。

⑧(略)

⑨費用の請求

介護予防サービス・支援計画の作成にかかる費用の請求事務などを行います。

(中略)

4 利用料金

介護予防サービス・支援計画作成業務については介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。その他の所定の書類提出についての注意事項は下記のとおりです。

(中略)

8 秘密の保持

①～③(略)

④いきいき支援センターが介護予防支援又は第1号介護予防支援業務の中で医療サービスの位置づけが必要な場合において、主治医ないし歯科医師等に対して意見を求めることができるものとします。また、この意見を求めた主治医ないし歯科医師等に対して介護予防サービス・支援計画等を交付します。

⑤(略)

9 (略)

10 介護予防サービス事業所等の紹介等について

介護予防支援及び第1号介護予防支援の実施にあたって、お客様は、いきいき支援センターに対して複数の介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、介護予防サービス・支援計画等に位置付けた介護予防サービス事業者等について、その位置付けた理由を求めることができます。

(中略)

8 秘密の保持

①～③(略)

④いきいき支援センターが介護予防支援又は第1号介護予防支援業務の中で医療サービスの位置づけが必要な場合において、主治医ないし歯科医師等に対して意見を求めることができるものとします。また、この意見を求めた主治医ないし歯科医師等に対して介護予防サービス・支援計画を交付します。

⑤(略)

9 (略)

10 介護予防サービス事業所等の紹介等について

介護予防支援及び第1号介護予防支援の実施にあたって、お客様は、いきいき支援センターに対して複数の介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、介護予防サービス・支援計画に位置付けた介護予防サービス事業者等について、その位置付けた理由を求めることができます。

第2部 契約に関すること（重要事項説明書以外の部分）

第1条～第3条（略）

（記録の整備・開示義務）

第4条

1 乙は、甲の介護予防サービス・支援計画等、その実施状況に関する記録を整備し、契約終了の日から5年間これを保存します。

2 甲は、所定の手続きを経て前項の記録を閲覧ないし謄写することができます。ただし、正当な理由がある場合には、理由を明示して、乙は記録の閲覧ないし謄写の全部ないし一部を拒否することができます。

3 前項の謄写に際して、乙は甲に対し実費相当額を請求することができます。

（契約の終了）

第5条

1（略）

2 前項の規定により本契約が終了する場合で必要があ

第2部 契約に関すること（重要事項説明書以外の部分）

第1条～第3条（略）

（記録の整備・開示義務）

第4条

1 乙は、甲の介護予防サービス・支援計画、その実施状況に関する記録を整備し、契約終了の日から5年間これを保存します。

2 甲は、所定の手続きを経て前項の記録を閲覧ないし謄写することができます。ただし、正当な理由がある場合には、理由を明示して、乙は記録の閲覧ないし謄写の全部ないし一部を拒否することができます。

3 前項の謄写に際して、乙は甲に対し実費相当額を請求することができます。

（契約の終了）

第5条

1（略）

2 前項の規定により本契約が終了する場合で必要があ

ると認められるときは、乙は、甲または他のいきいき支援センター（要支援者及び事業対象者の場合）、指定居宅介護支援事業所（要介護者の場合）に対し直近の介護予防サービス・支援計画等及びその他の実施状況に関する書類を引き継ぐとともに、介護保険外サービスの利用に係る市町村等への連絡等の調整を行うものとします。

ると認められるときは、乙は、甲または他のいきいき支援センター（要支援者及び事業対象者の場合）、指定居宅介護支援事業所（要介護者の場合）に対し直近の介護予防サービス・支援計画及びその他の実施状況に関する書類を引き継ぐとともに、介護保険外サービスの利用に係る市町村等への連絡等の調整を行うものとします。